


2017 年度卒業論文

行為遂行動詞と助動詞「たい」の共起

京都大学文学部

言語学専攻

学籍番号： 

 (かかむ ゆうき)

2018 年（平成 30 年）1 月提出

要旨

本稿は、行為遂行動詞と助動詞「たい」が共起する発話において、助動詞「たい」が従来の希望の意味とは異なる意味を表すという言語現象を扱い、そのような言語現象が生じる条件や要素について、行為遂行動詞と助動詞「たい」それぞれの意味的・用法的な観点から探った。行為遂行動詞については、その発話が外界に与える影響を中心に検討し、行為遂行文がもつ発話心理障壁を明らかにした。助動詞「たい」については、それが表す意味が、付与する動詞の遂行可能性によって連続的に変化することと、従来の希望の意味から派生した意味・用法が、語調緩和によって発話心理障壁を低減することを明らかにした。そして結果的に、行為遂行動詞と助動詞「たい」の親和性の高さを示した。

目次

第1章 序論

- 1.1 はじめに
- 1.2 考察対象の整理

第2章 先行研究と問題提起

- 2.1 行為遂行動詞の意味と分類
 - 2.1.1 Austin (1962)
 - 2.1.2 Searle (1979)
 - 2.1.3 Austin(1962)と Searle(1979)の分類の対応関係
 - 2.1.4 Vanderveken (1990)
- 2.2 助動詞「たい」の意味と用法
 - 2.2.1 郭常義 (1991)
 - 2.2.2 デジタル大辞泉 (2012)
 - 2.2.3 明鏡国語辞典 (2011 - 2012)
- 2.3 先行研究の分析
 - 2.3.1 行為遂行動詞の意味と分類から
 - 2.3.2 助動詞「たい」の意味と用法から

第3章 問題提起と仮説

- 3.1 問題提起
- 3.2 仮説

第4章 考察

- 4.1 行為遂行文発話と発話心理障壁
 - 4.1.1 宣言型

- 4.1.2 指令型
- 4.1.3 行為拘束型
- 4.1.4 表現型
- 4.1.5 断言型
- 4.1.6 行為遂行動詞分類型別発話心理障壁まとめ

4.2 助動詞「たい」と発話心理障壁低減効果

- 4.2.1 動詞の遂行可能性と助動詞「たい」の意味
- 4.2.2 遂行可能性による便宜的な動詞分類
- 4.2.3 共起する副詞句と助動詞「たい」の意味
- 4.2.4 行為遂行動詞と助動詞「たい」の意味
- 4.2.4 助動詞「たい」の心理障壁低減効果

4.3 その他

- 4.3.1 発話状況の公式性
- 4.3.2 ポライトネスの観点から

第5章 結論

- 5.1 結論
- 5.2 今後の展望

参考文献

第 1 章 序論

1.1 はじめに

「〇〇選手の今後の活躍を期待したい」、「応援してくださった皆様に感謝したい」といった発話が、テレビの情報番組やスポーツ選手のインタビュー等でしばしば聞かれる。これらの発話は、それが用いられる文脈において、意味的に動詞部分をそれぞれ「期待する/している」、「感謝する/している」のように終止形もしくはテイル形に置き換え可能である。つまりこれらの発話は、助動詞「たい」を除いても発話全体の意味がほとんど変わらない発話もしくは助動詞「たい」の従来の希望の意味が弱い発話であるといえる。このような助動詞「たい」を付与する発話は、助動詞「たい」の従来の希望の意味・用法では説明できないため、考察に値する。したがって本稿では、当該発話及び言語事象が生じる条件や要因を、動詞と助動詞「たい」それぞれの意味的・語用論的観点から考察する。

1.2 考察対象の整理

本稿の考察対象となる言語事象は、発話から助動詞「たい」を除いても発話全体の意味内容（≡発語内効力）がほとんど変わらない発話である。そのような発話において、発話者はなぜ助動詞「たい」を付与し、そこにどのような意味やニュアンスの違いが生じるのかを考察し、そのような発話が生じる条件や要因を探るのが本稿の目的である。以下に例文を示す。

- (ア) (私は) ここに、この船をクイーンエリザベス号と命名したい。
- (イ) (私は) ここに、本計画を成し遂げることを約束したい。
- (ウ) (私は) 応援してくださった皆様に感謝したい。
- (エ) (私は) あなたに、研究室の使用を許可したい。
- (オ) (私は) 容疑者の無罪を主張したい。
- (カ) (私は) 彼の活躍を期待したい。
- (キ) (私は) 哀悼の意を捧げたい。
- (ク) (私は) 友人の無事を祈りたい。

- (ケ) (私は) (あなたの) ご退出を願いたい。
- (コ) (私は) 営業部への配属を希望したい。
- (サ) (私は) 彼の業績を評価したい。

あくまでも「たい」が明らかに従来の希望の意味を示す場合とは区別することに注意されたい。例えば「約束したい(≒約束する)。」と、「(約束内容を守れる自信がないので約束できないけど、もしできるならば) 約束したい。」という二文は従来の希望の意味の強弱が異なり、本稿は主に前者の発話に見られる言語事象を対象とする。

第2章 先行研究

2.1 行為遂行動詞の意味と分類

当該言語事象が生じる発話の例を集めたところ、助動詞「たい」と共起する動詞は行為遂行性をもつ傾向があるということがわかった。そこで本節では、動詞の行為遂行性に着目し、行為遂行動詞の分類を扱うAustin(1962)やSearle(1979)、Vanderveken(1990)を検討することで、当該動詞がもつ特徴や性質を探る。

行為遂行的 (performative) な発話とは、それを発話することによって行為するという発話である。例えば、「命名する」という発話は、それを発話することによって命名という行為を行なう。

行為遂行動詞 (performative verb) とは、発話の可能な発語内効力を命名する動詞であり、発語内効力を明示的に示す働きがある。例えば、「(私は)明日の正午に再びここに来ることを約束する。」という文の場合、「約束」という発語内効力を「約束する」という行為遂行動詞が命名し、その発語内効力を明示的に示す。

2.1.1 Austin, J.L. (1962) (邦訳：坂本百大訳 (1978))

Austin(1962)は、行為遂行的な発話を、発語内効力に応じて、5つの型に分類した。厳密には行為遂行的な発話(発語内行為)の分類だが、Searle(1979)も指摘するように、実質的には行為遂行動詞(発語内行為動詞)の分類であるといえる。またAustin(1962)は、行為遂行性の判定基準として、一人称・単数・直接法・能動態・現在形であることを挙げている。

Austin(1962)の分類 (訳語は坂本百大訳 (1978) による)

- a. 判定宣告型(verdictives)

- 公式であると非公式であるとを問わず、価値あるいは事実に関する証拠や理由に基づき、明瞭にそれと識別される限りにおいて何らかの判定を伝えること。判断の行使。

例) 宣告する、認定する、判定する、解釈する、規定する、推定する、(位置・場所・日時を)定める、測定する、見積もる、みなす、評価する、など。

b. 権限行使型(exercitives)

- 権力、権利、影響力の行使。ある一連の行為の経過に対する賛成、反対の決定、ないしその行為の経過に対する弁護を与えること。影響力の主張ないし権力の行使。

例) 任命する、罷免する、命名する、指示する、課す、許可する、指名する、請求する、授与する、警告する、助言する、嘆願する、推薦する、取り消す、撤回する、など。

c. 行為拘束型(commisives)

- 人に何ごとかを余儀なくさせるものである。話し手がある一定の経過を伴う行為を行うように拘束される。義務の引き受けないし意図の宣言。

例) 約束する、契約する、引き受ける、誓う、決断する、計画する、提案する、保証する、賭ける、賛成する、反対する、同意する、採用する、擁護する、受け入れる、支持する、など。

d. 態度表明型(behabitives)

- 非常に雑多な一群のものであり、態度及び社会的行動に関係している。謝意・感謝・共感・態度を表す。一定の態度をとること。

例) (謝意を表すために)陳謝する、(感謝を表すために)感謝する、(共感を表すために){嘆く、哀れむ、祝する、弔慰する、祝辞を述べる、共感する}、(態度を表すために){賛辞を述べる、批判する、賞賛する、推奨する、嘆願する、賛成する}、など。

e. 言明解説型(expositives)

- いかなる仕方で発言が議論ないし会話の進行に適合しているかということや、いかにわれわれが言葉を使っているかということをも明確にするもの。意見の開陳、議論の進行、語の用法、言及対象の明確化などを伴うさまざまな解説の行為において使用される。理由、議論、伝達作用の明確化。

例) 肯定する、推測する、否定する、疑う、強調する、陳述する、知っている、思う、分類する、結論づける、指摘する、撤回する、言及する、定義する、伝える、反対する、通知する、支持する、答える、反論する、意味する、尋ねる、報告する、など。

2.1.2 Searle, J.R. (1979) (邦訳：山田友幸訳 (2006))

Searle(1979)は、Austin(1962)の分類に対して、主に定義や分類の曖昧さや不十分さを指摘した上で、分類型は概ね踏襲しつつ、代替案を示した。

Searle(1979)の分類 (訳語は山田友幸訳 (2006) による)

- a. 断言型(assertives)
 - 何かが事実であること、表現されている命題が真であることに話し手を (さまざまな程度で) コミットさせること。
 - 例) 自慢する、不平を言う、結論する、推論する、など。
- b. 指令型(directives)
 - 話し手が当の行為によって聞き手に何かを行わせようと試みること。
 - 例) 頼む、命令する、指令する、依頼する、請う、祈願する、など。
- c. 行為拘束型(commisives)
 - 行為の未来における経過に (さまざまな程度で) 話し手をコミットさせること。
 - 例) Austin(1962)の行為拘束型と同様。
- d. 表現型(expressives)

- 命題内容において特定される事態に関する、誠実性条件で特定されるような心理状態を表現すること。

例) 感謝する、祝う、詫げる、歓迎する、など。

e. 宣言型(declarations)

- この型の発話が成功裡に遂行されるならば命題内容と現実との対応がもたらされるということ、成功したその遂行が命題内容と世界との対応を保証するということ。

例) 宣言する、任命する、定義する、名付ける、呼ぶ、など。

2.1.3 Austin(1962)と Searle(1979)の分類の対応関係

Austin(1962)と Searle(1979)のそれぞれの分類型は名称が異なる部分はあるが、概ね対応関係をもつため、以下にその対応関係を整理し、以降本稿では、Searle(1979)の名称を用いる。

表 1

Austin(1962)	Searle(1979)	本稿での名称
a. 判定宣告型(verdictives)	e. 宣言型(declarations)	宣言型
b. 権限行使型(exercitives)	b. 指令型(directives)	指令型
c. 行為拘束型(commisives)	c. 行為拘束型(commisives)	行為拘束型
d. 態度表明型(behabitives)	d. 表現型(expressives)	表現型
e. 言明解説型(expositives)	a. 断言型(assertives)	断言型

2.1.4 Vanderveken (1990) (邦訳：久保進監訳、西山文夫・渡辺扶美枝・渡辺良彦訳 (1997))

既述のSearle(1979)は具体的な動詞の例をあまり挙げていなかったため、Searle(1979)と同様の分類法に基づいてそれぞれの型に該当する動詞のリストを挙げているVanderveken(1990)より、以下に動詞の例を挙げる。ただし、ここで挙げられている動詞はあくまでも英語動詞の邦訳であり、また行為遂行動詞のリストであることから、日本語では使わない(不自然な)動詞や行為遂行動詞とならない動詞は除いた。

Vanderveken(1990)の行為遂行動詞のリスト（訳語は久保進監訳、西山文夫・渡辺扶美枝・渡辺良彦訳（1997）を参考）

宣言型の動詞の例：宣言する、棄権する、辞める、否認する、撤回する、放棄する、降参する、賛成する、批准する、認定する、祝福する、割り当てる、反対する、命名する、名付ける、定義する、短縮する、推薦する、権限を与える、認可する、招集する、開く、閉じる、中断する、休憩する、解散する、公布する、授与する、譲渡する、裁決する、宣告する、取り消す、無効にする、廃止する、取り下げる、など。

指令型の動詞の例：指示する、要請する、頼む、問う、質問する、尋ねる、依頼する、願う、招待する、召集する、招集する、祈願する、求める、要求する、請求する、命令する、禁じる、差し止める、課す、示唆する、警告する、助言する、勧める、許可する、権限を与える、など。

行為拘束型の動詞の例：こだわる、受ける、請ける、約束する、保証する、脅迫する、誓う、確約する、応諾する、承知する、承諾する、従う、拒絶する、拒否する、諦める、申し出る、捧げる、契約する、など。

表現型の動詞の例：賛美する、称賛する、抗議する、悼む、悔やむ、祝う、感謝する、謝罪する、歓迎する、など。

断言型の動詞の例：断言する、断定する、否定する、主張する、述べる、陳述する、告げる、表明する、仮説を立てる、予測する、予告する、予言する、報告する、警告する、助言する、リマインドする、知らせる、明かす、公表する、通知する、証明する、証言する、同意する、賛同する、反論する、容認する、承認する、認める、白状する、撤回する、訴える、など。

2.2 助動詞「たい」の意味と用法

本節では、従来の希望の意味を示す用法を確認しつつ検討することで、

助動詞「たい」がもちうる本質的な意味やニュアンスなどを探る。

2.2.1 郭常義 (1991)

希望の助動詞「たい」には人称制限がある。基本的に言い切りの形では、希望主は一人称に限定される。

2.2.2 デジタル大辞泉 (2012)

「たい」：

- 1) 話し手の希望を表す。「御飯を食べたい」
- 2) 話し手以外の人希望を表す。「読みたいなら貸すよ」「やめたい人はやめればいい」
- 3) 「ある」「である」「なさる」「くださる」や尊敬の助動詞「れる」「られる」に付いて、他に対する希望・要求を表す。・・・てほしい。「正直者がばかを見ない世の中でありたい」「別表を参照されたい」

上記が、助動詞「たい」の基本的な意味・用法であり、いずれの辞書・辞典にも記載されている意味・用法である。

2.2.3 明鏡国語辞典 (2011-2012)

2.2.2で示した意味・用法以外に、以下の記述が見られた。

「たい」：

「～を祈りたい」「～を期待したい」など、事柄の成就を願う動詞につく場合は、そのような精神作用を行うことではなく、事柄が成就することへの希望を表す。

「たいと思う」：

希望を持つことを客観的な事柄として表す。「明日にはお返事したいと思います」自分の方針や行動を表明する際に、主観性を弱めるのに用いる。

「今後も続けていきたいと思う」

2.3 先行研究の分析

2.3.1 行為遂行動詞の意味と分類から

いずれの分類も多少の重複が見られるが、それは、同一の動詞であっても、文脈によってその動詞が命名する発語内効力が多少異なる場合があるためである。

以降本稿では基本的に、行為遂行動詞の分類基準については、2.1.2の Searle(1979)の分類型(基準)を参考にし、それぞれの分類型に該当する具体的な行為遂行動詞については、2.1.4の Vanderveken(1990)が挙げているリストを参考にする。

2.1.4で挙げた行為遂行動詞に助動詞「たい」を付与すると、ほとんどの場合、従来の希望の意味・用法としてだけでなく、従来の希望の意味が弱い「たい」としても解釈可能である(より厳密には、全く不自然でない形でそのように解釈可能な文脈や発話状況が存在する)。他方、「食べる」や「寝る」といった非行為遂行動詞に「たい」を付与しても、基本的にはそうはならず、従来の希望の意味・用法で解釈されることのほうが多い。したがって、本稿が考察対象とする助動詞「たい」は行為遂行動詞との親和性(共起性)が高く、動詞がもつ行為遂行性が、当該言語事象が生じる重要な要因として作用している可能性がうかがえる。

また、Austin(1969)は、行為遂行性の判定基準として、一人称・単数・直接法・能動態・現在形であることを挙げており、それは助動詞「たい」の(特に言い切りの形での)一人称優勢の人称制限とも親和性が高いといえる。

2.3.2 助動詞「たい」の意味と用法から

2.2.3の明鏡国語辞典の「たい」の事柄成就への希望の意味・用法についての記述をまとめると、以下のように示すことができる。(？は、明鏡国語辞典の記述に疑問が残ることを示す。)

動詞「祈る」「期待する」＋助動詞「たい」＝「祈りたい」「期待したい」

(事柄成就を願う) ＋(事柄成就への希望?)＝(事柄成就を願う)

「祈る」や「期待する」といった動詞はそれ自体で事柄成就を願うという意味を表し、助動詞「たい」を除いても文全体の意味内容がほとんど変わらないため、助動詞「たい」が本当に事柄成就への希望を表しているのかについては断定できない。ただ、明鏡国語辞典が「そのような精神作用を行うことではなく」と記述しているように、この場合の助動詞「たい」の作用が従来の希望の作用とは異なるということはいえる。このような助動詞「たい」は、本稿が考察対象とする助動詞「たい」に該当するものと思われ、明鏡国語辞典のこれらの記述から、本稿が扱う言語事象及び助動詞「たい」の存在を改めて確認することができた。

続いて2.2.3の明鏡国語辞典の「たいと思う」の主観性弱化についての記述を分析する。同辞典で「思う」の説明として以下の記述が見られた。

「思う」:

<「・・・か」「・・・だろう」「・・・たい」「・・・う[よう]」に添えて>主観的な気持ちを、そこに生じたこととして、客観的な事実として示す。「どうしようかと思っているところだ」「彼女は教師になりたいと思っているようだ」「さらに研究を続けようと思います」

- 1) 「・・・か」「・・・だろう」「・・・たい」「・・・う[よう]」などで示される疑問や推測、希望、決意などは、発話時点の話し手の主観的な気持ちを表す。「と思う」を付けることで、別の時点や他人の気持ちを表したり、自分の気持ちを客観的な状態として表したりする。「教師になろうと思います」
- 2) 自分がすべき行為を宣言するときに「と思う」を添えることもあるが、やや冗長。気持ちを表明するだけで必ずしも実行は伴わないと解釈される場合もある。「会議を開こうと思います」「深くお詫びしたいと思います」

つまり「と思う」は、引用節の内容が主観的な気持ちを表す場合に、その主観的な気持ちを客観的な事実や状態として表示する作用をもつということである。

一方、「と思う」の意味・用法を扱った横田(1998)は、「と思う」は、引用節にくる情報内容が、意見、希望、推量などの話し手の主観的な思考内容を表現するものである場合、意見や主張が個人的なものであることを明示し、それによって意見や主張を和らげて表現する機能をもっているとし、「と思う」の「主観明示用法」としている。つまり「と思う」は、引用節の内容が主観的な思考内容を表現する場合に、その思考内容が主観的なものであるということを明示することによって語調を緩和する作用をもつということである。

上記の明鏡国語辞典の「客観表示用法」と横田(1998)の「主観明示用法」は、一見矛盾するように思われるが、実際は基本的に同内容を述べている。すなわち、「と思う」が引用節の内容があくまでも主観的であるということを明示することで、逆説的ではあるが、客観化や語調緩和がもたらされるということである。別の言い方をすれば、「と思う」の付与によって引用節の内容があくまでも主観的であるということを明示するその言語行為が、メタ的に主観性を認識しているという点で、客観化や語調緩和を示すということである。あくまでも「と思う」自体は主観性を明示しているという点には注意する必要がある。

一方、「たいと思う」における助動詞「たい」も、主観的希望を示すという点で、主観性を明示しているといえる。そうであるならば、上記の「と思う」と同様の論理が作用する可能性が考えられる。すなわち、助動詞「たい」が、付与する動詞が示す意味内容が主観的であるということを明示し、それによって客観化や語調緩和がもたらされるということである。実際、明鏡国語辞典が示す「たいと思う」の例文「明日にはお返事したいと思います」と「今後も続けていきたいと思う」から「と思う」を除いた「明日にはお返事したいです」と「今後も続けていきたい」という文を、そこからさらに助動詞「たい」を除いた「明日にはお返事します」と「今後も続けていく」という文とそれぞれ比較すると、助動詞「たい」の有無による発語内効力（ここでは、発話者自身の未来の行為・行動の宣言）の差異があまり見られず、助動詞「たい」の従来の希望の作用が弱いことと、語調緩和の作用があることがわかる。また、助動詞「たい」が語調緩和の作用を示す場合でも、従来の希望の作用が完全に消失しているわけではないことが確認できる。助動詞「たい」が付与する動詞や用いられる文脈などによって、従来の希望の作用がより強く表れる場合と、それ以外の作用がより強く表れる場合があり、それぞれの作用が連続的かつ相補的な関係にあるように思われる。

以上の「と思う」と助動詞「たい」の分析から、明鏡国語辞典が主観性弱化としている「たいと思う」の作用は、基本的には「と思う」の主観性明示による客観化及び語調緩和の作用が影響した結果であるといえる。加えて、助動詞「たい」が「と思う」と同様の作用をもちうることが確認され、場合によってはその作用も「たいと思う」の作用に影響しているといえる。また、助動詞「たい」のこの作用と従来の希望の作用の間には、連続性や相補性がある可能性が考えられる。

以上、助動詞「たい」の先行研究を分析した結果、本稿が考察対象とする助動詞「たい」の存在を確認することができた。そして、それが主観性明示による客観化及び語調緩和の作用をもつ可能性や、それらの作用が従来の希望の作用と連続的かつ相補的な関係にある可能性などの重要な示唆を得ることができた。

第 3 章 問題提起と仮説

3.1 問題提起

第 2 章の先行研究の分析をもとに、本稿が考察する問題を改めて以下に提起する。

- 1) 行為遂行文発話において、行為遂行動詞と、除いても発語内効力にほとんど影響を与えない、従来の希望の意味が弱い助動詞「たい」の親和性が高いのはなぜか。
- 2) その助動詞「たい」はどのような作用をもち、それはなぜか。

3.2 仮説

3.1 で提起した問題に対する仮説を以下に立てる。

1)に対する仮説

行為遂行文は、発話自体が行為を遂行することになるという性質上、外界や他者に大きな影響を与え、それに伴って発話者は責任や不安等の発話心理障壁を感じる。助動詞「たい」には、その発話心理障壁を低減する働きがあるため、助動詞「たい」を付与した行為遂行文発話が多く見られる。

2)に対する仮説

助動詞「たい」が希望の意味を強く表すか否かは、付与する動詞の実現可能性によって決定される。そして、助動詞「たい」が表す希望の意味の強弱に関わらず、助動詞「たい」は、希望がもつ主観性のニュアンスや未実現性のニュアンスに起因する発話心理障壁低減効果をもつ。

第 4 章 考察

4.1 行為遂行文発話と発話心理障壁

本節では、第 3 章の仮説に基づき、行為遂行文発話が外界に与える影響と、そこから生じる発話者の発話心理障壁について、Searle(1979)の分類型ごとに例文を検討しながら帰納的に考察する。本稿では、発話心理障壁を、「発話者が、ある文を発話することに対して何らかの理由で責任等を感じ、発話をためらったりはばかったりする心理状態をもたらすもの」と定義する。

4.1.1 宣言型

- 1) 私は、ここに、この船をクイーンエリザベス号と命名したい。
- 2) 私は、ここに、あなたにこの賞を授与したい。

1)の発話内効力は命名であり、この文の発話によって、命名対象の名もなき船はクイーンエリザベス号という固有名を持つこととなる。そして、その船の名がクイーンエリザベス号であるという事実を知った人間は基本的にみな、その船をクイーンエリザベス号として認識することになる。つまり、命名という発話内効力をもつ行為遂行文の発話によって、クイーンエリザベス号の誕生とそれに伴う人々の認識の変化という外界の変化をもたらす。したがって、その外界の変化に起因するあらゆる事象に対する（正または負の）責任が発話者に生じうる。また、名前をクイーンエリザベス号にする必然的な理由は無く、その命名はあくまでも恣意的である。仮にその船がエリザベス女王のためだけに造られた船だったとしても、また、発話内容が複数の人間による議論と合意を経た決定であったとしても、命名が恣意的であることには変わらない。そのため、その発話内容の恣意性に対する後ろめたさも発話者に生じうる。

2)も同様に、授与という発話内効力によって、授与対象に一定の権威を与え、授与対象は社会的に受賞者として認識されるようになる。そして、その外界の変化に起因するあらゆる事象に対する責任が発話者に生じうる。

このように、宣言型の行為遂行文発話は、外界に社会的変化をもたらす。発話者はその外界の変化に対して責任や後ろめたさを感じ、それが発話心理障壁となりうる。

4.1.2 指令型

3) 私は、あなたに、研究室の使用を許可したい。

4) 私は、あなたに、研究室の使用を禁止したい。

3)と 4)の発話内効力はそれぞれ許可と禁止であり、これらの文の発話によって、発話者は発話対象者の待遇や対象者が行使できる権限が決定される。つまり、これらの発話は他者の未来に対する拘束という社会的な影響を外界にもたらし。無論、発話者は研究室の使用を許可及び禁止する権限を持っており、発話対象者は権限を持っていない、もしくは権限者の指令を無視できないという前提のもとで成り立つ。発話者は他者に社会的な影響を与える権限を行使することに対する責任と、待遇や権限を与える対象者の行為・行動に対する責任も負うことになる。

このように、指令型の行為遂行文発話は、発話者の権限行使能力を前提として、外界に対する社会的拘束力をもつ。発話者は外界に影響を与える自身の権限行使に対して責任を感じ、それが発話心理障壁となりうる。

4.1.3 行為拘束型

5) 私は、本計画を成し遂げることを約束したい。

6) 私は、その仕事を引き受けたい。

5)の発話内効力は約束であり、この発話によって、発話者は発話対象者に対して、計画を成し遂げるもしくは成し遂げるために行動するという一定の義務を負うことになる。つまり、この発話は発話者自身の未来の行為・行動を、他者に開示することを通して、拘束する。発話対象者が約束内容に合意している場合、発話対象者は約束内容が実現されることを前提にしているため、もし発話者が約束内容を履行できなかつた場合には、発話対象者に損失をもたらし、

発話者自身も社会的信用を失いうる。そのため発話者は、発話をもたらすその社会的影響力に対して責任や重圧を感じる。また、未来において発話時とは状況が変わる可能性があるという未来の不確定性に対する不安も生じうる。6)の発話も概ね同様である。

このように、行為拘束型の行為遂行文発話は、発話者自身の未来の行為・行動に対する拘束力を持ち、発話内容と発話者自身の未来の行為・行動の結果が一致しない場合には、発話対象者や発話者自身に対して、負の社会的影響をもたらさう。発話者は、その負の社会的影響が生じる可能性に対して責任や重圧、不安を感じ、それが発話心理障壁となりうる。

4.1.4 表現型

7) 私は、応援してくださった皆様に感謝したい。

8) 私は、今日来てくださった皆様を歓迎したい。

7)と 8)の発話内効力はそれぞれ感謝と歓迎であり、これらの発話によって、発話者の態度および心理状態の発話対象者に対する明示的開示がなされる。つまり、発話者は、発話対象者に対して、感謝や歓迎といったポジティブな感情を抱いているということを明示的に示すことで、発話対象者に発話者の態度や心理状態を確認・認識させ、感情の生成や変化をもたらす。また、それらの感情の生成や変化に伴って、発話者と発話対象者の関係性がある程度決定しうる。関係性の決定とは例えば、発話者が歓迎を表明しているのだから、発話者が発話対象者をぞんざいに扱うことはないだろう、というような一定の関係性をお互いが想定するといったことである。

このように、表現型の行為遂行文発話は、発話者の態度や心理状態を他者に明示的に開示し、発話対象者に感情の生成や変化をもたらすと同時に、発話対象者との一定の関係性を決定し、以降の相互の行動を拘束しうる。発話者は、感情を明示的に開示することや関係性が決定し行動が拘束されることに対して抵抗や不安を感じ、それが発話心理障壁となりうる。

4.1.5 断言型

- 9) 私は、容疑者の無罪を主張したい。
- 10) 私は、以下の結果を公表したい。

9)の発語内効力は主張であり、この発話によって、容疑者の無罪や他者の意見といった命題に対する発話者の立場が他者に対して明示される。そして、立場が明確化することによって、発話者は以降その立場と矛盾する言動をしにくくなる。つまり、発話者は表現された命題に対する自身の立場を表明し、それが他者に認識されることで、発話者自身の未来の言動が制限される。また、10)の発語内効力は公表であり、公表することで、以下の結果という命題が真であるという立場を表明しているといえる。また、何らかの情報を他者へ提供することに伴って、その情報の真偽性に対する責任と不安が生じうる。

このように、断言型の行為遂行文発話は、表現命題に対する発話者の理性的な立場を他者に明示することで、発話者自身の未来拘束や他者への情報提供をもたらす。発話者は、自身の未来拘束に対する不安や提供する情報の真偽性に対する不安などを感じ、それが発話心理障壁となりうる。

4.1.6 分類型別行為遂行文発話心理障壁まとめ

以上の考察から、行為遂行文の発話は、他者や外界に様々な影響を与え、発話者は、自身の発話がそのような（特に負の）影響を与えてしまう可能性に対して責任や不安を感じ、それが行為遂行文の発話心理障壁となりうる、ということがいえる。特に、行為遂行文は一度発話すると、その発話を簡単に撤回もしくは変更できないという点で、非行為遂行文と大きく異なるといえる。

最後に、以上の考察を以下の表にまとめる。

表 2

	宣言型	指令型	行為拘束型	表現型	断言型
発話がもたらす外界への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・社会的効力 ・社会的変化 ・外界の変化 ・社会的決定 ・社会的拘束力 ・権威や権限の授与及び停止 ・他者拘束 	<ul style="list-style-type: none"> ・他者の待遇決定 ・他者の未来拘束 ・社会的拘束力 ・権利や権限の授与及び停止 ・他者に対する行動の要請及び強制 	<ul style="list-style-type: none"> ・自己の未来拘束 ・自己の未来の他者への開示 ・発話内容履行義務の発生 ・発話内容不履行時の発話者及び発話対象者の損害の可能性 	<ul style="list-style-type: none"> ・自己の態度及び心理状態の他者への明示的開示 ・他者との関係性の表現及び決定 ・他者の感情の生成及び変化 ・他者への意見伝達 	<ul style="list-style-type: none"> ・表現命題に対する自己の立場の他者への明示 ・他者との関係性の決定 ・自己の未来拘束 ・他者への情報提供
影響から生じる発話心理障壁	<ul style="list-style-type: none"> ・外界変化に対する責任 ・権限操作に対する責任 ・発話内容の忝意性に対する後ろめたさ ・他者拘束に対する罪悪感 	<ul style="list-style-type: none"> ・権限行使の責任 ・権限行使対象の行為や行動に対する責任 ・他者の未来拘束に対する責任や罪悪感 ・権限行使の忝意性に対する懸念 	<ul style="list-style-type: none"> ・発話対象者に対する発話内容履行責任 ・発話者及び発話対象者の損害の可能性に対する責任や重圧。 ・未来の不確定性に対する不安 	<ul style="list-style-type: none"> ・態度や心理状態の他者への明示的開示の忌避 ・他者との関係性決定に対する不安 ・感情表現に対する羞恥や照れ 	<ul style="list-style-type: none"> ・立場表明に対する責任 ・未来の立場変更障壁の高まり ・発話が誤っている可能性に対する不安
動詞の例	<ul style="list-style-type: none"> 宣言する 授与する 	<ul style="list-style-type: none"> 許可する 禁止する 	<ul style="list-style-type: none"> 約束する 引き受ける 	<ul style="list-style-type: none"> 感謝する 歓迎する 	<ul style="list-style-type: none"> 主張する 公表する

4.2 助動詞「たい」と発話心理障壁低減効果

本節では、第3章の仮説に基づき、従来の希望とは異なる意味を示す助動詞「たい」について、動詞が示す動作・行為の遂行可能性と助動詞「たい」の関係性を中心に考察する。本稿では、ある動詞の遂行可能性を、「ある動詞がある文において発話された時点で、その動詞が示す動作・行為が発話者自身によって実現・遂行される可能性のこと」と定義する。動詞の遂行可能性は、あくまでも行為遂行性とは異なるが、行為遂行性をもつ動詞や文は発話と同時に遂行されるため、基本的に発話時点での遂行可能性が非常に高いといえる。行為遂行性は遂行可能性の一部であるともいえる。

4.2.1 動詞の遂行可能性と助動詞「たい」の意味

希望とは、「あることの実現をのぞみ願うこと（デジタル大辞泉）」をいう。すなわち、希望の助動詞「たい」は、未実現の事柄や動作が実現することをのぞみ願う発話者の精神作用を示すということである。しかし、一口に未実現の事柄や動作といっても、その遂行可能性は動詞や文脈によってそれぞれ大きく異なり、またその遂行可能性の高さによって助動詞「たい」が示す意味やニュアンスも異なる。つまり、発話者が助動詞「たい」の付与によってその実現に対する希望を示す事柄の中には、ほとんど遂行不可能な事柄から、簡単に遂行可能な事柄まで存在し、その遂行可能性こそが助動詞「たい」の意味やニュアンスに影響を与えているということである。

例えば、「行く」という動詞の場合、「宇宙に行きたい」、「海外に行きたい」、「コンビニに行きたい」というこれらの発話は助動詞「たい」の付与によって示される希望内容の遂行可能性が大きく異なる。そして、いずれの発話も希望の意味を表すものの、「宇宙に行きたい」など希望内容の遂行可能性が低い発話に比べて、「コンビニに行きたい」など希望内容の遂行可能性が高い発話のほうが、希望内容の行為・行動に対する意志性や宣言性が強いことがわかる。通常、「宇宙に行きたい」という発話の場合、発話直後に発話者が実際に「行く」ことがあまり想定されないのに対し、「コンビニに行きたい」という発話の場合、発話直後に発話者が実際に「行く」ことが想定される。ここから、希望内容の遂行可能性が低いほど助動詞「たい」が（実際の行動があまり想定されない）純粋な希望の意味をより強く表し（もしくは解釈され）、

希望内容の遂行可能性が高いほど助動詞「たい」が希望の意味に加えて、もしくは場合によっては希望の意味が弱化し、発話直後の発話者自身の近未来の行動に対する意志性や宣言性をより強く表すということがいえる。その理由としては、発話者がある事柄を発話時点で実現するための自由と権限を十分に有している状況でその事柄の実現に対する希望を発話した場合、発話者は発話直後に発話したその希望内容を実現するために行動すると想定されるため、遂行可能性が高い事柄に対する希望の表示が、その事柄を実現するための行為に対する意志性や宣言性を表すようになったのではないかと考えられる。

なお、意志性は「発話者が近未来に、ある行為・行動を行う意志があることを示すこと」であり、宣言性も同様に「発話者が近未来に、ある行為・行動を行うことを宣言すること」である。

また、助動詞「たい」が純粋な希望を示すか、意志性・宣言性を示すかは希望内容の遂行可能性に応じて連続的であると思われる。それは、助動詞「たい」の意味決定に影響を与える遂行可能性自体が連続的であることと、本稿が考察対象とする、希望の意味が非常に弱い「行為遂行動詞 + たい」の発話でさえ希望の意味やニュアンスが全く無いわけではないということからわかる。そもそも、発話者が仮にある事柄や行為に対して希望を全く抱いていない場合、助動詞「たい」を付与した文は当然発話されない。また同様に、いわば最も遂行可能性が高いといえる行為・行動は、それに対する希望が発話されるまでもなく遂行される。

以上、本項の内容を簡単にまとめると以下のようなになる。

希望内容の遂行可能性： 低 ←-----→ 高
助動詞「たい」の意味： 希望 ←-----→ 意志・宣言

4.2.2 遂行可能性による便宜的な動詞分類

4.2.1の考察から、助動詞「たい」が表す意味は動詞の遂行可能性によって連続的に変化するということがわかった。4.2.1の動詞「行く」を用いた発話例からもわかるように、同じ動詞であっても、その遂行可能性は文脈や状況によって大きく変わるため、動詞が単体で常に絶対的な遂行可能性をもつわけではない。しかし一方で、各動詞がよく用いられる文脈や状況というのは確か

に存在するため、各動詞がもつ遂行可能性を敢えて定義するならば、「ある動詞がもつ、それが用いられる発話における遂行可能性の期待値」と仮定的に考えることができる。そこで、動詞の連続的な遂行可能性のより具体的な理解を促すために、この定義に基づき、以下、各動詞が仮定的にもつ遂行可能性の高さによるあくまでも便宜的な動詞の分類を試みる。

表 3

	遂行可能性	主な動詞の種類	動詞の例
動詞群 A	低	物理動詞・具体動詞	食べる、寝る
動詞群 B	中	心理動詞・抽象動詞	続ける、努力する
動詞群 C	高	行為遂行動詞	約束する、感謝する

4.2.3 共起する副詞句と助動詞「たい」の意味

しばしば共起する副詞句によって助動詞「たい」が表す意味が異なる。もしくは、逆に、助動詞「たい」が表す意味によって共起する副詞句が異なる。例えば、助動詞「たい」と副詞句「できることなら」が共起する場合は、希望の意味が強く表れる。これは、副詞句「できることなら」が、希望内容が基本的には「できない」ということ、つまり遂行可能性が低いということを示すことからわかる。また、助動詞「たい」が、「明日までに」、「12時までに」など時間制限を示す副詞句と共起する場合、意志性と宣言性の意味がより強く表れる。これは、副詞句が指し示す時点までには希望内容を遂行することが現実的に可能であるということ、つまり遂行可能性が高いということを示すことからわかる。このように、共起する副詞句の観点から考えても、4.2.1で示した助動詞「たい」と希望内容の遂行可能性の関係性が確認できる。

4.2.4 行為遂行動詞と助動詞「たい」の意味

本稿が主に扱う行為遂行動詞は、基本的に発話された時点で動詞が示す行為が遂行される動詞であり、遂行可能性が非常に高い動詞であるといえる。したがって、行為遂行動詞と共起する「たい」は希望の意味よりも意志性・宣言性の意味をより強く表す。

また、発話において行為遂行動詞が、非行為遂行動詞と比べて意志性・宣言性を表す助動詞「たい」とより頻繁に共起する理由の一つとして、非行為遂行動詞は遂行可能性が高いと発話されずに遂行されることがあるのに対し、行使遂行動詞はどれだけ遂行可能性が高くても（他者に対して）必ず発話されるということが挙げられる。

4.2.5 助動詞「たい」の心理障壁低減効果

4.2.1 から 4.2.4 で、助動詞「たい」は、動詞の遂行可能性が高い場合に希望の意味よりも意志性・宣言性をより強く表すということを示した。一方、2.3.2 で、「たいと思う」の分析から、助動詞「たい」に主観性明示による語調緩和の作用がある可能性を示した。これら二つの知見は互いに排反ではない。

発話において助動詞「たい」は、希望の意味をより強く表すにせよ、意志性・宣言性の意味をより強く表すにせよ、いずれの場合も主観性を示す。そして、発話内容はあくまでも発話者の主観に過ぎないため、発話内容が誤っている可能性や希望内容が実現・遂行されない可能性があるというニュアンスを与える。よって結果的に発話心理障壁が低減する。

また、未実現性の観点から発話心理障壁低減効果を説明することもできる。希望や意志を表す助動詞「たい」は、未実現の事柄に対してのみ用いられるため、未実現のニュアンスをもつ。そのため、逆に動詞に助動詞「たい」を付与すると、その動詞に未実現のニュアンスを与え（未実現化）、それによって、動詞が示す動作が実現する一段階前の状態になる（前段階化）。この前段階化の作用が、いわば反実仮想のように、語調緩和をもたらし、それが発話心理障壁を低減すると考えられる。

行為遂行動詞は、その性質上、発話者による遂行可能性が比較的高い。発話において動詞の遂行可能性が高いということは、その動詞が指し示す行為・行動が実現・遂行されるか否かについて、発話者の責任が大きいということの意味する。これは、4.1 で考察したような外界や他者に影響を与えることとは別の、行為遂行動詞の発話心理障壁が高い要因であり、行為遂行動詞と発話心理障壁を低減する助動詞「たい」の親和性が高いもう一つの要因である。

4.3 その他

4.3.1 発話状況の公式性

行為遂行文が発話される状況の公式性が高い場合、発話が記録されていることや聴衆が多いことなどから、行為遂行文発話の影響力や責任も増大すると考えられる。それに伴って発話心理障壁も高まり、助動詞「たい」が共起する可能性が高まると考えられる。なお、公式性とは、発話の記録性や他者への伝播性が高いことを意味する。つまり、聴衆が多いことや、録画・録音・文書への記録等により発話が再確認できる状態にされることなどが、発話内容の変更や撤回をより難しくさせ、それが発話心理障壁を高めるということである。

4.3.2 ポライトネスの観点から

本稿が扱う言語事象は、ポライトネスの観点からも説明することができる。まず、主にブラウン&レヴィンソン（1987）のポライトネス理論について述べている滝浦（2008）を参考に、ポライトネス理論を簡単にまとめる。人間は、ポジティブ・フェイス（他者に受け入れられたい・よく思われたい欲求）とネガティブ・フェイス（他者に邪魔されたくない・踏み込まれたくない欲求）という二つのフェイス（ポライトネスという対人配慮の向けられる対象）をもち、対人コミュニケーションにおいて話者は、これらのフェイスを侵害することに対して軽減的・補償的な言語的配慮（ポライトネス）を行うとしている。また、それをおこなうことで不可避免的に相手や自分のフェイスを侵害してしまう言語行為を、FTA（フェイス侵害行為）と呼び、例えば、<批判>、<依頼>、<謝罪>、<約束>といった言語行為は、侵害するフェイスの種類とその対象が自分か相手かによって以下のように分類されるとしている。

表 4

	ネガティブ・フェイス	ポジティブ・フェイス
相手側	<依頼>	<批判>
自分側	<約束>	<謝罪>

そして、これらのフェイス侵害行為に対するポライトネスが表現・伝達される具体的な手段のことをポライトネス・ストラテジーと呼び、以下のように分類される。

表 5

ポライトネス・ストラテジー	フェイス侵害の軽減性	意図伝達の明示性
直言	軽減なし	明示的意図伝達
ポジティブ・ポライトネス ネガティブ・ポライトネス	明示的軽減	
ほのめかし	非明示的軽減	非明示的意図伝達
無言	フェイス侵害なし	意図伝達回避

以上のポライトネス理論を本稿の言語事象に適用する。まず4.1で考察した行為遂行動詞の分類型をもとに表4を書き換えると以下のように示すことができる。

表 6

	ネガティブ・フェイス	ポジティブ・フェイス
相手側	指令型・宣言型	断言型
自分側	行為拘束型・断言型	表現型

つまり行為遂行文の発話はいずれも相手や自分のフェイスを侵害するということであり、それは4.1で考察した結果と概ね一致し、発話心理障壁を高めるといことがわかる。そして、4.2で考察した助動詞「たい」の付与は明示的であり発話を和らげていることから、表5のポジティブ・ポライトネスとネガティブ・ポライトネスに該当すると思われる。

第 5 章 結論

5.1 結論

行為遂行文の発話は、発話行為自体が外界や他者に、(しばしば大きくネガティブな) 影響を与えうる。そのため、行為遂行文の発話者は、自身の発話に責任や不安等を感じ、それが行為遂行文の発話心理障壁となる。一方、助動詞「たい」はその主観性や未実現性といったニュアンスから発話心理障壁低減効果を示す。したがって発話者は、発話心理障壁の高い行為遂行動詞に、発話心理障壁低減効果をもつ助動詞「たい」を付与することで発話心理障壁を下げた上で発話しようとするため、行為遂行動詞と助動詞「たい」の共起が生じる。そして、行為遂行動詞は遂行可能性が高いことによって、助動詞「たい」が表す希望の意味が弱化し、結果的に、除いても発話全体の発語内効力にほとんど影響を与えない助動詞「たい」が見られるようになったと考えられる。

5.2 今後の展望

今後の展望としては、本稿が提示した、行為遂行動詞と助動詞「たい」の共起を説明する仮説や理論の、より定量的または時系列的な調査を期待したい。

参考文献

日本語文献

- 郭常義 (1991) 「希望助動詞「たい」の人称制限について：先行研究に対する検討を中心に」『東北大学文学部日本語学科論集』1, pp. 25-37.
- 工藤真由美 (1995) 『アスペクト・テンス体系とテキストー現代日本語の時間表現一』ひつじ書房.
- 久保進監訳, 西山文夫・渡辺扶美枝・渡辺良彦訳 (1997) 『意味と発話行為』ひつじ書房.
- 国立国語研究所 (1985) 『現代日本語動詞のアスペクトとテンス』東京：秀英出版.
- 小竹直子 (2011) 「日本語心理述語文のアスペクト-話者による事態の捉え方の観点から-」広島大学教育学研究科学位論文.
- 坂本百大訳 (1978) 『言語と行為』大修館書店.
- 坂本百大・土屋俊訳 (1986) 『言語行為』勁草書房.
- 笹川洋子 (2016) 『日本語のポライトネス再考』春風社.
- 杉村泰 (2007) 「複合動詞との共起から見た日本語の心理動詞の再分類」『2007日語教育学国際会議論文集』, pp. 427-438.
- 滝浦真人 (2008) 『ポライトネス入門』研究社.
- 湯麗, 蔡親平 (2006) 「日本語における心理動詞のアスペクトについて：限界性と非限界性」『福井工業大学研究紀要』第二部 36, pp. 99-106.
- 趙仲 (2014) 「ラ格とニ格の使用から見る心理動詞の語彙的特徴」『言語と文化』27, pp. 70-91.
- 銅直信子 (2001) 「日本語におけるポライトネスの現れ方-談話参加者の情報量を中心に-」『敬愛大学国際研究』8, pp. 53-79.
- 原沢伊都夫 (2010) 「心の状態を表す動詞の再分類」『静岡大学国際交流センター紀要.』4, pp. 69-79.
- 村越行雄 (1994) 「発話の種類と動詞の種類：発語内行為に関するオースティンとサールの分類法」『跡見学園女子大学紀要』27, pp. A15-A53.
- 山岡 政紀 (1999) 「発話機能と発語内行為」『創価大学人文論集』11, pp. A135-A154.
- 山田友幸訳 (2006) 『表現と意味-言語行為論研究』誠信書房.
- 横田淳子 (1998) 「「～と思う」およびその引用節内の動詞の主体について」『東京外国語大学留学生日本語教育センター論集』24, pp. 101-117.
- 吉永尚 (1998) 「心理動詞の意味特性による分類と人称性」『園田国文』19, pp. 111-101.

吉永尚 (2001) 「心理動詞と語彙概念構造」『園田学園女子大学論文集』36, pp. 109-118.
吉永尚 (2008) 『心理動詞と動作動詞のインターフェイス』大阪：和泉書院.
デジタル大辞泉 2012 年 4 月更新版, 小学館.
明鏡国語辞典 第二版, 2011-2012, 大修館書店.

英語文献

- Austin, J.L. (1962). *How to Do Things with Words*. Harvard University Press. (邦訳：坂本百大訳 (1978) 『言語と行為』大修館書店.)
- Searle, J.R. (1969). *Speech acts*. Cambridge University Press. (邦訳：坂本百大・土屋俊訳 (1986) 『言語行為』勁草書房.)
- Searle, J.R. (1976) A classification of illocutionary acts, *Language in society* 5 (01), pp.1-23.
- Searle, J.R. (1979) *Expression and meaning: Studies in the theories of speech acts*. Cambridge University Press. (邦訳：山田友幸訳 (2006) 『表現と意味-言語行為論研究』誠信書房.)
- Daniel Vanderveken (1990) *Meaning and speech acts; v.1 Principles of language use*. Cambridge University Press. (邦訳：久保進監訳、西山文夫・渡辺扶美枝・渡辺良彦訳 (1997) 『意味と発話行為』ひつじ書房.)